

繊維産地におけるサプライチェーン強靱化に向けた対応検討会 設置要綱

1. 本検討会の開催趣旨

日本の繊維産業は、原糸の製造、生地製造、染色加工、縫製等の各工程を担う中小企業・小規模事業者の高い技術力により、品質の高い製品が作られてきた。しかしながら、経営者や従業員の高齢化・人手不足、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限や生活様式の変化による経済的なダメージ、取引先等の生産拠点が海外移転することの影響等により、事業継続が困難になる繊維企業も出てきており、繊維産地におけるサプライチェーンの毀損リスクが顕在化している。

他方で、国内の繊維産業においては、産地の中核となる中小企業が、産地内外の製造工程上や販売先の中小企業が廃業することを防ぐため、その事業を承継する「サプライチェーン事業承継」に取り組むような事例や、グローバル展開による海外市場の取り込みを行う中小企業も現れている。

こうした状況を踏まえ、本検討会では、繊維産業におけるサプライチェーン上での障壁、顕在化した課題等を整理し、国内の繊維産業における持続可能なサプライチェーンの実現に向け、企業や政府等が取り組むべき方向性を明らかにすることを目的とする。

2. 議事の取扱い

検討会は原則として公開とする。また、議事録、議事要旨及び検討会に係る資料（以下「資料等」という）は原則として公表する。

個別の事情に応じて、検討会又は資料等を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。

検討会の構成員は、別紙の通りとする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、構成員を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 本検討会の運営

検討会に係る事務は、経済産業省製造産業局生活製品課が行う。